

公益財団法人川口交通遺児育英会 入学資金給付規程

第 1 章 総 則

公益財団法人川口交通遺児育英会定款第4条に規定する事業に関し、必要な事項を定める。

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人川口交通遺児育英会（以下「本会」という。）が行なう学校教育法による高等学校または高等専門学校（以下、「高等学校等」という。）の入学時における必要経費（以下、「入学資金」という。）の給付について必要な事項を定める。

(入学金給付生の資格)

第 2 条 本会が入学金を給付する者（以下「入学金給付生」という。）は、保護者等が交通事故で死亡し、あるいは負傷のために著しい後遺障害等のため働けなくなった家庭にあって入学資金の支弁が経済的に困難である者のうち、高等学校等に入学を志望する者で、学業・人物ともに優秀な者でなければならない。

(入学金給付生の種類)

第 3 条 本会が入学金給付生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校入学金給付生
- (2) 高等専門学校入学金給付生

(入学資金の給付額)

第 4 条 入学資金の給付額は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校入学金給付生は、100,000 円（ただし、入学資金が 100,000 円に達しないときは、その金額）とする。
- (2) 高等専門学校入学金給付生入学金給付生は、100,000 円（ただし、入学資金が 100,000 円に達しないときは、その金額）とする。

第 2 章 入学資金給付生の採用と奨学金の交付

(給付申込の手続)

第 5 条 入学資金の給付を希望する中学 3 年生は、入学資金給付申込書に必要事項を記入のうえ、次に掲げる証明書を添えて本会に提出するものとする。

- (1) 交通事故で死亡または負傷した者と本人との続柄を証明する書類
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 交通事故証明
- (5) 所得証明書又は生活程度を証する証明書
- (6) 後遺障害等の程度を証明する証明書 (必要な場合のみ)

(給付予約の審査及び決定)

第 6 条 入学資金給付予約生の採用は、奨学金規程第 5 条に定められた奨学生選考委員会において選考委員の互選により選任された面接委員 2 名が、前条により提出された入学資金給付申込書等を審査し、面接を行った後、奨学生選考委員会がその採否を決定する。また、代表理事が採否の結果を本人に通知する。

- 2 入学資金給付予約生選考基準は別に定める。

(給付予約者の手続き)

第 7 条 給付予約生は、入学決定後すみやかに高等学校等の在学証明書を提出するものとする。

(給付の決定)

第 8 条 入学資金の給付は、給付予約生から提出のあった前条の高等学校等の在学証明書を確認のうえ、代表理事が給付予約生に通知する。

(入学資金の交付)

第 9 条 本会は、必要とする期日を選定して、前条の通知を受けた者に入学資金の全額を送金して交付する。

第 3 章 規程の改正

(規程の改正)

第 10 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

第 4 章 実施細目

(実施細目)

第 11 条 この規程の実施について必要な事項は、理事会において別に定める。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人として本会の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人川口交通遺児育英会

入学金給付予約生選考基準

第 1 章 総 則

公益財団法人川口交通遺児育英会・高等学校等入学金給付規程第6条に規定する入学金給付予約生選考基準について、規程第11条に基づき、必要な事項を定める。

第 2 章 入学金給付予約生の選考基準

(入学金給付予約生の選考基準)

第 1 条 入学金給付規程により入学金給付生を志願した者に対し、その家計の状況、学業及び人物について検討し、これに総合判定を加えて入学金給付予約生を選考する。

2 入学金給付予約生選考基準は、次のように定める。

(1) 学資支弁が困難であることに関する判定基準

家計の実情が学資を支出するに困難であると認められること。

(2) 学業に関する判定基準

平均水準以上の学習成績を収める見込みがあること。

(3) 性行に関する判定基準

生活全般を通じて態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

3 第2項各号に定める判断基準の総合的な判定は、別紙評価基準による。

第 3 章 選考基準の改正

(選考基準の改正)

第 2 条 この選考基準の改正は、理事会の決議により行うものとする。

第 4 章 実施細目

(実施細目)

第 3 条 この選考基準の実施について必要な事項は、理事会において別に定める。

付 則

この選考基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める公益法人として本会の設立の登記の日から施行する。

(別紙)

評価基準

- (1) 学資支弁が困難であることに関する判定基準……………20ポイント
・所得証明書等に記載された世帯収入金額を基準とする。

給与所得者

課税所得金額	判定ポイント
250万円未満	20
250万円以上 300万円未満	18
300万円以上 350万円未満	16
350万円以上 400万円未満	14
400万円以上 450万円未満	12
450万円以上 500万円未満	10
500万円以上 550万円未満	8
550万円以上 600万円未満	6
600万円以上 650万円未満	4
650万円以上 700万円未満	2
700万円以上	0

給与所得者以外

課税所得金額	判定ポイント
150万円未満	20
150万円以上 200万円未満	18
200万円以上 250万円未満	16
250万円以上 300万円未満	14
300万円以上 350万円未満	12
350万円以上 400万円未満	10
400万円以上 450万円未満	8
450万円以上 500万円未満	6
500万円以上 550万円未満	4
550万円以上 600万円未満	2
600万円以上	0

- (2) 学業に関する判定基準……………10ポイント
・成績証明書等により判定する。

評定平均	判定ポイント
2.0以上 2.5未満	2
2.5以上 3.0未満	4
3.0以上 3.5未満	6
3.5以上 4.0未満	8
4.0以上	10

- (3) 性行に関する判定基準……………3ポイント
・奨学生選考委員の面接により判定する。

性行	判定ポイント
平均	1
良好	2
優秀	3

- (4) 判定 (33点満点)

- ① 総合ポイントの高いものから採用する。
- ② 同点の場合、(1)、(2)、(3)の順でポイントの高いものから採用する。